

第 1 2 8 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月) 午後 3 時 0 2 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 勤労者福祉センター 4 階会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 7 名 欠席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局: 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司 参事官 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 三浦 諭 主任 中島 明子
- 7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
(4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
(7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
(8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の移転)
(9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定・期間借地)
(10) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の転貸・期間借地)
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
(5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和3年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 2番 荒井 隆文 17番 和田 修一郎

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第128回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。2番、荒井委員 17番、和田委員 お願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

三浦係長 議案の追加、及び訂正があります。お手元にお配りした「別紙(5)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)」が議案の追加分、「申請等(1)、申請等(6)の訂正等について」が訂正内容です。

南について議案の訂正があります。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての3ページ22番について、期間を令和3年11月5日から1年間に訂正ください。

27番について、譲渡人の住所を神奈川県厚木市長谷1350-1 ジョイフル厚木401から神奈川県厚木市栄町2丁目10番20号 カーサ3ブリッジ302に訂正ください。

別紙議案 申請等(6)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)の35ページ146番について、利用権設定の終期を令和13年11月4日から令和4年11月4日に訂正ください。以上です。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、受人は芳賀に居住し、新規農により富吉の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は中原に居住し、約53アールの農地を耕作する農業者で、受贈により中原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は檜津に居住し、約61アールの農地を耕作する農業者で、受贈により檜津と一宮山崎の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は菅野に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により菅野の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は中原に居住し、約48アールの農地を耕作する農業者で、受贈により中原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は今岡に居住し、約46アールの農地を耕作する農業者で、増反により大窪の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は芳賀に居住し、約2.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得及び増反により芳賀の田および畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は南区泉田三丁目に居住し、新規農により菅野の田と畑を取得しようとするものですが、申請地の一部に非農地や農地利用が困難な土地があり、その整理が必要であることから保留となっていました。その後、10月15日付で申請人から取下げ書が提出されています。

9番、受人は平田に居住し、約14アールの農地を耕作する農業者で、増反により平田の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は芳賀に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は芳賀に居住し、約2.7ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から11番までの11件について協議したところ、
事務局説明のとおりで、取下げの8番を除く10件はいずれも許可意見としており、
農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 12番、受人は撫川に居住し、世帯で約1.9ヘクタールの農地を耕作する農

業者で、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は津寺に居住し、世帯で約68アールの農地を耕作する農業者で、増反により加茂の田、津寺の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、12番と13番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見
です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 14番と15番は同時申請ですので併せて説明します。受人は建部町中田に居
住し約32アール耕作する農業者で、増反により建部町中田の畑を所有権移転し
ようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等
問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。

16番、受人は建部町大田に居住していますが、建部町大田の田畑を所有権移
転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、同時申請の利用権1,699㎡を併せると下限面積30アール
を超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見
をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、14番から16番までの3件について協議したとこ
ろ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同
様の意見です。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 2ページ17番、受人は南区妹尾に居住し、世帯で約2.5ヘクタールの農地
を耕作する農業者で、経営移譲により妹尾の田を所有権移転しようとするもの
です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。

18番、受人は南区中畦に居住し、世帯で約2ヘクタールの農地を耕作する農
業者で、増反により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて

満たしていると考えます。

19番、令和3年9月30日付で取下げです。

20番、受人は南区福浜町に居住し、世帯で約25アールの農地を耕作する農業者で、増反により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後に下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は南区古新田に居住し、世帯で約73アールの農地を耕作する農業者で、受贈により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番から28番までは同時申請ですので、同時に説明します。

受人は、南区迫川に居住していますが、新規農により22番は迫川の田を1年間使用貸借し、他6件は迫川の田、畑を所有権移転しようとするものです。なお、使用貸借権については毎年契約更新を行う予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、同時申請の利用権2,383㎡を併せると下限面積50アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で、取下げの19番を除く、17番から28番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等(1)については、取下げの8番、19番を除き、中・中央地区1番から南区28番までの26件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、転用目的は農地改良のための一時転用です。

農地改良を行い、桃の栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、令和3年11月1日から令和4年1月30日までです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、一時転用であり転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 次に御津建部区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長

2番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は御津新庄で両親と共同で自動車整備業を営んでいますが、駐車場が手狭であることから、店舗に隣接し、駐車場に適した自己所有地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は申請地に隣接する実家の整理と維持管理を行うため、月に3回ほど訪問しています。作業により2～3日滞在することもあります。実家敷地内に駐車スペースがなく、自家用車を置けないため、買い物の際はもっぱら移動式販売車を利用しています。

現在、前面道路は一部通行止めのため、交通量はあまり多くありませんが、解消の際は、交通量の増加は確実に見込まれ、販売車の路上駐車が渋滞や事故の原因となりかねないことを危惧しており、実家に隣接する自己所有地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員

御津・建部地区協議会で2番と3番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし

議長

次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任

4番、農地改良を目的とした一時転用申請です。

申請人は南区浦安本町に事務所を置く農地所有適格法人ですが、申請地にて畑作（路地野菜、路地ぶどうの栽培）を行うため、盛土工による農地改良を行うものです。一時転用期間は令和3年11月5日から令和4年9月30日までです。

農地区分は、農用地ですが、農地改良による一時転用であり、農業振興地域整備計画に影響を及ぼす恐れのないことから、例外的に許可が可能です。

また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員

南区協議会で4番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし

議長

それでは申請等（2）は中中央地区1番から南区4番までの4件ですが、全件許可と決定してよろしいか。

全員

異議なし

議長

それでは、そのように決定いたします。なお、4番は面積が3,000㎡を超

えていますので10月28日の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長

1番、2番、5番については、同じ地域ですので同時に説明します。
転用目的は自己住宅です。

1番、申請人は、天瀬の借家に2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

2番、申請人は、矢坂東町の持家に妻と子ども2人の4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、持家は売却します。

5番、申請人は、西崎本町の借家に2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

3番、令和3年5月18日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は平田の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、実家に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和3年5月18日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は中区高屋の借家で生活していますが、12月に出産の予定があり、それに伴い家財道具が増え手狭になることから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番と7番は、同じ地域ですので同時に説明します。

転用目的はいずれも自己住宅です。

6番、申請人らは吉備津の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人らは、津高の借家に家族5人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番から16番については、同じ地域ですので同時に説明します。

転用目的は自己住宅です。

8番の申請人は、久米の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番の申請人は、北長瀬本町の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居と申請人の実家に近く、生活環境が変わらない、通勤にも便利な申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番の申請人らは、中区西川原一丁目の社宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番の申請人らは、大安寺南町一丁目の借家に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近く生活環境が変わらない、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番の申請人は、南区西市の借家に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番の申請人らは、西崎二丁目の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近く生活環境が変わらない、通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番の申請人らは、一宮の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番の申請人は、香川県丸亀市の借家に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

なお、現在の勤務先は香川県の医療機関ですが、岡山市内の医療機関への異動が確定しています。

16番の申請人は、大安寺中町の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居と実家に近く生活環境が変わらない、通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、令和3年10月15日付で農振除外済の案件で転用目的は自己住宅です。

申請人は横井上の借家に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利で、父の所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議

長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員
議長
議員
議員
三浦係長

中・中央地区協議会で、1番から17番までの17件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

7ページ18番、19番は同じ地域ですので、同時に説明します。
転用目的はいずれも自己住宅です。

18番、申請人は、現在、中島田町一丁目の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの誕生に伴い家財道具が増え手狭となったことから妻の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、高柳西町の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの誕生に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、本件は、平成27年11月に農振除外済みの案件で、転用目的は、露天資材置場（敷地拡張）です。

申請人は吉備津で土木工事業等を営んでいますが、現在使用中の資材置場東側の排水施設を清掃する際、申請地の所有者への同意が必要だったことから、今後、施設管理を円滑に行う目的で、現資材置場に隣接する申請地を所有権移転し、排水施設管理通路に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番と23番から26番までは同じ地域ですので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。なお、22番は9月29日付けで取下げです。

21番、申請人は、大和町一丁目の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は、倉敷市玉島爪崎の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の兄弟の家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は、庭瀬の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、同じ小学校区内でこれまでと生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は、今保の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの誕生に伴い、家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は、白石西新町の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの誕生に伴い家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、28番は同じ地域ですので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

27番、申請人は、今保の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は、今保の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもが増え、また、成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、申請人と妻の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

いずれも、農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
遠藤委員 お願いします。

北・吉備地区協議会で取下げの22番を除く18番から28番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

三浦係長 29番、転用目的は露天駐車場です。
受人は中区湊の借家に居住しており、申請地に隣接する住宅に引越の予定です。
ところが、新居には駐車場が1台分しかなく、毎週訪ねてくる親族用の駐車場がないことから、隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとする
ものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考え
ます

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見
浦上委員 をお願いします。

御津・建部地区協議会で29番について協議したところ、事務局説明のとおり
で、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 30番、本件は、令和3年5月18日付で農振除外公告済の案件で、転用目的
は、分家住宅です。

申請人は南区曾根の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長により家
財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く実家の農業も手伝いしやすい
父の所有する申請地に使用貸借権を設定して分家住宅を建築しようとするもので
す。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住
宅であり、父の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・
被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、令和3年5月18日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己

住宅です。

申請人は南区新保の借家に、家族4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫の実家に近く、実家の農業を手伝うのにも便利な父の所有する申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ32番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場で転用期間は許可日より3年間です。

申請人は南区藤田にて金属加工業を営む者ですが、業績が良好であり、製品の運搬を行うための輸送用車両の駐車場に不足が生じたため、事務所から近隣である申請地について、転用許可を受けることなく、露天駐車場及び露天資材置場として使用していましたが、是正を行うため、申請を行うものです。

申請人からは、無断転用行為に対しての顛末書が添付されています。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

33番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は南区藤田の借家に夫婦で生活しています。このたび別世帯で生活している長男世帯（妻、子供1人の3人）と、次男（単身）と同居することとなりましたが、現居所では手狭なため、自身や長男の勤務先から近い申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

34番、令和3年10月15日付けで農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は南区福成一丁目の持家に妻と2人で生活していますが、弟と一緒に農業を営むのに便利な弟所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現在の持家は子に譲渡します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、弟の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

35番から38番は同じ地域ですので同時に説明します。

いずれも転用目的は、自己住宅です。

35番、申請人は北区庭瀬の借家に夫婦で生活していますが、子供の出産を控え、家財道具が増えることから、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権

移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

36番、申請人は、南区大福の借家に夫婦で生活していますが、子供の出産を控え、家財道具が増えることから、現居所から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

37番、申請人は、南区大福の借家に家族5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、現居所から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

38番、申請人は南区当新田の借家に夫婦で生活していますが、子供の出産を控え、家財道具が増えることから、自身の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

39番、転用目的は自己住宅です。

申請人は南区新保の借家に家族5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、児島地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

40番、転用目的は保育所（運動場）です。

申請人は南区妹尾にて社会福祉事業を営む法人ですが、保育園園児が増え、運動場が手狭になったことから、既存保育園北側隣接の申請地を所有権移転して、申請地を保育園運動場として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

41番から45番は同じ地域ですので同時に説明します。

いずれも転用目的は自己住宅です。

41番、申請人は南区西市の借家に家族4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家から近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

42番、申請人は、北区今保の借家に家族3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

43番、申請人は、南区福島三丁目の借家に家族3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、勤務先から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

44番、申請人は南区福田の借家に家族3人で生活していますが、子供の成長

により家財道具が増え、手狭となったことから、現居所から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

45番、申請人は、北区今の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、自身の実家に近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

賀 門 委 員 南区協議会で、30番から45番までの16件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区45番までの内、取下げの22番を除く44件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に申請等(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

中 島 主 任 11ページ1番から17ページ23番までの23件で、すべて相続による所有権取得です。1番と22番についてはあっせんを希望していますので内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは申請等(4)については23件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定いたします。次に別冊議案申請等(5)から(10)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転、利用権の設定、利用権の設定及び転貸(てんたい)、利用権の移転、利用権の設定・期間借地、利用権の転貸・期間借地)について、一括して審議します。事務局より説明をお願いします。

中 島 主 任 本年8月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、(5)所有権の移転は、1ページ南区1番、2番の2件と、追加の中央地区1番の3件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも所有者から財団への移転です。

次に、(6)利用権の設定は、2ページ中・中央地区1番から36ページ南区154番まで、(7)利用権の設定及び転貸は、37ページ中・中央地区1番から45ページ南区13番まで、(8)利用権の移転は、46ページ中・中央地区1番から49ページ南区2番まで、(9)利用権の設定・期間借地は、50ページ南区1番と2番、(10)利用権の転貸・期間借地は、51ページ南区の1番

です。

(6) から (8) までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計、第一農業委員会の集計、各地区の集計となっています。第一農業委員会の集計は、2 ページに記載がありますが、件数は全体で 332 件、その内訳は、新規 112 件、更新 220 件で、利用権の設定にかかわる面積の合計が 1,239,598.21㎡、利用権の移転にかかわる面積の合計が 32,805.00㎡、利用権の転貸にかかわる面積の合計が 152,324.00㎡となっています。

なお、別紙議案申請等 (7) 利用権の設定及び転貸については、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画となります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議 長
全 員
議 長
全 員
議 長
議 長
中 島 主 任

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

異議なし

それでは、申請等 (5) から (10) までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

異議なし

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

報告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届については、18 ページ 1 番から 19 ページ 10 番までの 10 件で、転用目的は長屋建住宅 1 件、障がい者グループホーム用地 1 件、賃貸住宅 1 件、貸露天駐車場 3 件、共同住宅 1 件、貸倉庫用地 1 件、住宅用地 1 件、露天駐車場 1 件です。専決日は備考欄のとおりです。

報告 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届については、20 ページ 1 番から 7 番までの 7 件で、転用目的は自己住宅 3 件、太陽光発電設備 1 件、露天駐車場 2 件、露天資材置場 1 件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告 (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については 21 ページ 1 番から 23 ページ 7 番までの 7 件で、すべて耕作目的です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告 (4) 農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用届については、24 ページ 1 番の 1 件で、内容は露天農業用機械置場 1 件です。

報告 (5) 農地改良届については、25 ページ 1 番から 3 番までの 3 件で、内容は、普通野菜畑 1 件、果樹園 2 件です。

議 長
全 員
議 長
事 務 局
議 長
事 務 局
職 務 代 理

これらの報告について、ご質問等がありますか。

ありません。

それでは、これで第 1 号議案の審議を終了します。続いて、第 2 号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

第 2 号議案を説明

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

次回総会予定 (11 月 18 日 (木) 市役所 7 階会議室)

これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。

閉会 午後 3 時 0 2 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員